

一速報一

2010年2月12日
JR東海労新幹線関西地本

愛知労働委員会も、 会社による組合掲示物撤去は不当労働行為と認定！

主文

被申立人東海旅客鉄道株式会社は、申立人ジェイアール東海労働組合、同ジェイアール東海労働組合関西地方本部及び同ジェイアール東海労働組合関西地方本部名古屋車両所分会に対し、本命令書交付の日から1週間以内に下記の文書を交付しなければならない。

記

当社が平成17年5月22日から同年9月12日までの間に貴組合名古屋車両所分会組合掲示版から9件の掲示物を撤去したことは労働組合法第7条3号に該当する不当労働行為であると愛知県労働委員会によって認定されました。

今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

名古屋車両所分会が本部、地方本部と共に申し立てていた会社による組合掲示物撤去について、愛知県労働委員会は、2月10日私たちの主張を受け入れ、会社の行為は（不当労働行為）第7条第3号（使用者は）労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入することはしてはならないとなっているにもかかわらず、それに該当する行為をJR東海会社は行ったと認定し、今後このようなことを繰り返さないようにするという文書を手渡すことを命令してきたものです。

私たちは、求めます。ただちに謝り、襟を正すことを求める！

会社は、ただちに
名古屋車両所分会に謝罪文を手交せよ！

